

# ベネズエラの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

### 1 概要

ベネズエラ・ボリバル共和国（スペイン語では「República Bolivariana de Venezuela」。英語では「Bolivarian Republic of Venezuela」。以下「ベネズエラ」という）<sup>2</sup>は、南米大陸北部に位置する連邦共和制国家である。北はカリブ海、東はガイアナ、南はブラジル、西はコロンビアに接している。国土の面積は約 91.2 万平方キロメートルで、日本の国土の約 2.4 倍の大きさである。首都はカラカス、通貨はボリバル・フエルテである<sup>3</sup>。約 3200 万人いるベネズエラ国民のうち、メスチソ（先住民と白人の混血）が約 64%、白人が約 20%、黒人が約 10%、先住民が約 1%という構成となっている<sup>4</sup>。公用語は、スペイン語のほか、先住民の 31 の言語である。宗教は、カトリックが約 85%、プロテスタントが約 4%である<sup>5</sup>。

### 2 歴史

現在のベネズエラのある地域には、もともとアラワク人及びカリブ人等の生住民が居住していたが、1498 年にクリストファー・コロンブスが欧州人として初めて発見し、1567 年にスペイン人がサンティアゴ・デ・レオン・デ・カラカス（現在の首都カラカス）を建設した。1739 年に「ヌエバ・グラナダ副王領」となり、1777 年に「ベネズエラ総督領」となった。1811 年にベネズエラ第一共和国として独立を宣言したものの、スペイン軍との戦闘は継続し、共和国は崩壊した。しかし、シモン・ボリーバル率いる独立派等の尽力によ

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 国名の「ベネズエラ」は、「小さなヴェネツィア」という意味であるといわれている。また、「ボリバル」は、シモン・ボリーバルに由来する。

<sup>3</sup> 2018 年 1 月 1 日、従来の通貨ボリバル（VEB）につき、1000 分の 1 に切り下げるデノミネーションが実施され、これによりベネズエラの通貨はボリバル・フエルテ（VEF）となった。

<sup>4</sup> ベネズエラは、美女が多いことでも有名である。2017 年までに、ミス・ユニバースでは 7 回、ミス・インターナショナルでは 7 回、ミス・ワールドでは 6 回、ミス・アースでは 2 回、ベネズエラ代表が優勝しており、世界最多となっている（『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2018 年）99 頁）。

<sup>5</sup> 本稿におけるベネズエラの概要及び歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2019 年版』（二宮書店、2019 年）452～453 頁等を参照した。

り、1819年には現在のベネズエラ、コロンビア、エクアドル、パナマ等を含む「グラン・コロンビア共和国」（大コロンビア共和国）が成立した。1830年、「グラン・コロンビア共和国」からベネズエラは独立したが、以後100年以上にわたり、軍事独裁政権が続いた。

1959年、民主的選挙により、ロムロ・ベタンクールが大統領に就任した。原油等の豊富な天然資源に恵まれているベネズエラでは、1960年代から1980年代にかけて、「ベネデモクラシア」と呼ばれる民主化が進み、二大政党制が確立したが、他方では、貧富の差が拡大し、累積債務が増大していった。このような状況の下で、1989年に発生したカラカス暴動（カラカソ）では、軍が非武装の民衆に対して発砲し、多くの犠牲者が出た。

1992年にクーデター未遂事件を起こしたチャベス中佐は、1999年、とくに貧困層の支持を得て、遂に大統領に就任した。反米路線とボリバル主義を掲げたチャベス大統領は、国名を「ベネズエラ・ボリバル共和国」に改称した。チャベス大統領は、同じく反米路線をとるキューバ、ボリビア、エクアドル、ニカラグア、中国、ロシア及びイラン等との関係を強化する外交政策をとった。

2013年のチャベスの死後、副大統領のマドゥロが政権を引き継いだ。原油価格の低下、価格統制の失敗、急激なインフレーション等により、政情が不安定化した。チャベスの反米路線とボリバル主義を踏襲したマドゥロは、大企業及び野党と激しく対立した。野党が国民議会の3分の2の議席を占めたことにより、マドゥロ政権の主導する法律を制定することができなくなったため、マドゥロ政権の強い影響下にある最高裁判所をして、国民議会の制定した法律を「違憲」であるとして無効化させた。また、最高裁判所は、一部の野党議員の公務就任権を否定し、国民議会は法的有効性を有しないと宣言した。その後、マドゥロ政権は、国民議会を無視して、最高裁判所に立法権及び予算承認権を代行させるようになり、2017年3月29日には、最高裁判所が議会の立法権を掌握するとの決定を行ったが、国内のみならず国際社会からも懸念や批判が相次いだことから、撤回した。そこで、憲法改正による局面の打開を目指したマドゥロ政権は、2017年7月、制憲議会選挙を実施した。野党候補がボイコットしたため、全候補が与党から出馬するという異常事態となり、与党が全議席を占める制憲議会の成立が宣言された。2017年8月、制憲議会は国民議会から立法権等の権限を剥奪したと宣言した。2018年5月の大統領選挙も、野党候補がボイコットしたことにより、全候補が与党から出馬するという異常事態となった。マドゥロ政権は国際選挙監視団の査察を拒否する等したため、大統領選挙の正当性は欧米・日本等の国際社会から否定されている。2019年1月にマドゥロは2期目の大統領就任式を行ったものの、国民議会のグアイド議長が、2018年5月の大統領選挙は違憲かつ無効であり、大統領が不在となったため、憲法233条に従って国民議会のグアイド議長自身が暫定大統領になったと宣言した。米国のトランプ大統領がグアイド暫定大統領就任を直ちに承認し、西側諸国も次々にグアイド暫定大統領就任の支持を表明した。これに対し、マドゥロ政権は米国との国交断絶を発表した。

現在でも、ベネズエラは、マドゥロ政権が軍部の支持により実効支配しており、ロシア

及び中国等の支持を受けているが、グアイド暫定大統領も米国、EU、日本等の西側諸国の支持を得ており、2つの政権が対立して拮抗しており、予断を許さない状況となっている。

### 3 経済・外交

ベネズエラは、原油、天然ガス、鉄鉱石、ボーキサイト等の鉱物資源が豊富であり、原油の確認埋蔵量は、サウジアラビアを抜いて、世界一となっている。OPEC の原加盟国であったベネズエラは、1976年に石油産業を国有化した。ベネズエラは、輸出収入の大部分を石油に依存しているが、世界的な原油価格の下落により、近年はマイナス成長が続いている。また、消費者物価上昇率は、2016年が254%、2017年が1088%、2018年が13865%というように、ハイパーインフレとなっている。また、失業率は、2016年が20.6%、2017年が27.1%と高く、経済の悪化は極めて深刻な状況となっている。さらに、ベネズエラの外貨獲得手段を封じるための米国による最近の経済制裁（例えば、①ベネズエラ政府又は国営企業が発行する国際・社債・株式の取引に米国の個人・法人が関与することを禁止、②ベネズエラと米国との石油の輸出入を事実上禁止）が、既に破綻状態にあったベネズエラ経済に追い打ちをかけた<sup>6</sup>。

ベネズエラは、1995年に世界貿易機関（WTO）に加盟した。ベネズエラとキューバが主導して結成された「米州ボリバル代替統合構想」は、反米・左派の中南米諸国による政治・経済協力の国際組織であったが、2009年には「米州ボリバル同盟」（ALBA）という国際組織となった<sup>7</sup>。また、ベネズエラは、南米南部共同市場（メルコスール<sup>8</sup>。スペイン語では「MERCOSUR」）の加盟国であるが、2017年8月、メルコスールは、ベネズエラを無期限の資格停止処分とした。ベネズエラと南米諸国との関係も必ずしも円満ではなく、コロンビア、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ペルー、チリ、ボリビア、エクアドル、ホンジュラス、ガイアナ<sup>9</sup>等との関係は悪い。そこで、近年、ベネズエラは、中国、ロシア、トルコ等の反欧米路線を採る国との関係を強めており、例えば、対外債務を人民元で支払うこと等を検討している。

## II 憲法

### 1 総説

<sup>6</sup> 坂口安紀著「ベネズエラ危機の真相——破綻する国家と2人の大統領」2頁。

<sup>7</sup> 2009年にクーデターが起こったホンジュラスは、2010年にALBAから脱退した。また、親米路線に転換を果たしたエクアドルも、2018年にALBAから脱退した。

<sup>8</sup> メルコスールは、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995年に発足した。メルコスールの現在の加盟国は、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ボリビア及びベネズエラ（但し、無期限資格停止処分中）の6か国であり、準加盟国は、コロンビア、ペルー、エクアドル、ガイアナ、チリ及びスリナムの6か国である。

<sup>9</sup> ベネズエラは、ガイアナの国土の3分の2を占めるエセキボ地方の領有権を主張している。

ベネズエラでは、チャベス政権の下、1999年12月に新しい憲法が制定された。1999年憲法は、それまでの憲法とは異なり、大統領の連続再選を可能とするものであったところ、チャベスは2006年の大統領選挙で連続再選を果たした。

2007年には、社会主義体制への移行、大統領権限の強化及び大統領再選制限の撤廃を内容とする憲法改正の国民投票が実施されたが、僅差で否決された。

2009年には、大統領再選制限の撤廃等を内容とする憲法改正（160条、162条、174条、192条及び230条の改正）の国民投票が実施され、今度は、僅差で可決された。これにより、チャベス大統領が2012年の大統領選挙に立候補することが可能となった。

現在のベネズエラ憲法は、全350か条からなる（経過規定等を除く）。

従来、ベネズエラ憲法の「見どころ」として、「直接民主制的な道具の多用」、「公務員の逸脱に対する監視と制裁」等の点が指摘されていた<sup>10</sup>が、まさにこの憲法の下で、チャベス及びマドゥロによる専制政治が行われ、公務員による甚だしい人権侵害が行われてきたという事実は、もはや「皮肉」というほかない。

ベネズエラ憲法の主な体系は、表1のとおりである<sup>11</sup>。

表1：ベネズエラ憲法の主な体系（2009年までの改正を反映）

前文		
第1編 基本原則		
第2編 地理的範囲及び政治的区分	第1章 領土その他の地理的範囲	
	第2章 政治的区分	
第3編 人権保障及び義務	第1章 総則	
	第2章 国籍及び公民権	第1節 国籍、第2節 公民権
	第3章 市民の権利	
	第4章 参政権及び国民投票	第1節 参政権、第2節 国民投票
	第5章 社会権及び家族に関する権利	
	第6章 文化及び教育に関する権利	

<sup>10</sup> 佐藤美由紀著「ベネズエラ・ボリバル憲法の見どころ」Ⅲ～Ⅳ頁。

<https://venezuela.or.jp/about/constitution/img/constitution.pdf>

<sup>11</sup> ベネズエラ憲法の英語訳（2009年改正を反映したもの）は、下記ウェブページに掲載されている。

[https://www.constituteproject.org/constitution/Venezuela\\_2009.pdf?lang=en](https://www.constituteproject.org/constitution/Venezuela_2009.pdf?lang=en)

また、和訳（2009年改正が反映されていないもの）は、下記ウェブページに掲載されている。本稿における記述は、原則として、当該和訳に従った。

<https://venezuela.or.jp/about/constitution/img/constitution.pdf>

	第7章 経済権	
	第8章 先住民の権利	
	第9章 環境権	
	第10章 義務	
第4編 公権力	第1章 基本規定	第1節 総則、第2節 公共行政、第3節 公職、第4節 公共の利益に関する契約、第5節 国際関係
	第2章 国の権力の管轄	
	第3章 州の権力	
	第4章 市の権力	
	第5章 連邦評議会	
第5編 国の権力の組織	第1章 国の立法権	第1節 総則、第2節 国民議会の組織、第3節 国民議会議員、第4節 法律の制定、第5節 手続
	第2章 国の行政権	第1節 共和国大統領、第2節 共和国大統領の権限、第3節 副大統領、第4節 大臣及び閣僚会議、第5節 共和国法務顧問庁、第6節 国家評議会
	第3章 司法権及び司法制度	第1節 総則、第2節 最高裁判所、第3節 司法権の運営及び管理
	第4章 市民擁護権	第1節 総則、第2節 民衆擁護局、第3節 検察庁、第4節 共和国会計検査院
	第5章 選挙管理権	
第6編 社会経済制度	第1章 社会経済体制及び経済における国の役割	
	第2章 財政及び金融制度	第1節 予算制度、第2節 租税制度、第3節 通貨制度、第4節 マクロ経済の調整
第7編 国の安全保障	第1章 総則	
	第2章 国の安全保障に関する原則	

	第3章 国軍	
	第4章 市民の安全に関する組織	
第8編 憲法の擁護	第1章 憲法の保護	
	第2章 非常事態	
第9編 憲法改正	第1章 修正	
	第2章 憲法改正	
	第3章 憲法制定議会	
廃止規定		
経過規定		
最終規定		

## 2 統治機構

ベネズエラは、連邦制の共和制国家である。国の権力は、立法権、行政権、司法権、市民擁護権及び選挙管理権の5つに分けられている。

### (1) 立法権

ベネズエラの立法府は、国民議会である。1999年の憲法改正により、両院制から一院制となった。国民議会の議員定数は165名であり、うち3名は先住民により選出される。議員の任期は5年であり、国民の普通選挙により選出される。

国民議会の権限としては、①法律を制定すること、②憲法の改正を発案すること、③国の行政機関を統制すること、④予算・税制について審議・承認すること、⑤行政府により提出される国家経済社会開発計画の一般方針を承認すること、⑥副大統領及び大臣に対する不信任の投票を行うこと等が挙げられる。国民議会には、大統領を弾劾する権限は認められていない。

### (2) 行政権

行政府は、大統領、副大統領、大臣及び行政部局の長官等により構成される。

ベネズエラの大統領は、国家元首であり行政府の長でもある。大統領となり得るのは、出生によりベネズエラ人となった30歳以上の者に限られる。大統領は、国民の普通選挙により選出される。ベネズエラには、首相は無く、大統領が行政府の長として内閣を率いる。1999年の憲法改正により、大統領の権限が強化され、大統領の任期が5年から6年に延長され、1回に限り再任が可能とされた。その後、2009年の憲法改正により、大統領の再選回数の制限が撤廃された。

憲法233条によると、大統領の絶対的欠缺（死亡、辞任、罷免、身体的又は精神的な永続的障害、職務放棄等）の場合、30日以内に選挙が行われるが、新たな大統領が選出され就任するまでの間、国民議会議長が、大統領の職務を代行するものとされている。国民議



会のグアイド議長が暫定大統領になったと宣言したのは、この規定を根拠としている。

大統領の権限としては、①政府の活動を指揮すること、②副大統領及び大臣を任免すること、③外交関係を処理し、条約を締結すること、④最高司令官として軍を統率すること、⑤非常事態を宣言すること、⑥権限付与法による事前許可の下、法律と同等の効力を有する政令を制定すること、⑦国家財政を管理すること、⑧恩赦を与えること、⑨国民議会議を解散させること等が挙げられる。

大臣は、大統領により任命される。大臣は、大統領直轄の機関であり、大統領及び副大統領とともに閣僚会議を構成し、大統領及び副大統領に助言を行う。

### (3) 司法権

司法府は、最高裁判所及び下級審裁判所等により構成される。憲法裁判所は存在しない。

最高裁判所の内部組織には、大法廷のほか、憲法訴訟部、政治行政部、選挙管理部、民事上告部、刑事上告部及び社会の上告部がある。

最高裁判所の裁判官は、国民議会により指名される。最高裁判所の裁判官となるためには、出生によりベネズエラ人となった者であり、外国籍を有しておらず、高い名声を有しており、①15年以上、弁護士として従事し、法学博士の学位を取得していること、②15年以上、大学の法学教員として従事し、正教授の地位を有すること、③候補対象である専門部の分野で15年以上、上級裁判官として従事し、職務遂行において高い名声を有することのいずれかに該当する必要がある。現在32名いる最高裁判所の裁判官の任期は12年であり、再任はできない。

最高裁判所の権限としては、①違憲審査権を行使すること、②大統領又はその代行者等に対する裁判を行うこと、③同レベルの行政機関同士の行政上の紛争を解決すること、④行政府の規則及び行政行為の無効を宣言すること、⑤法文の内容及び適用範囲に関する解釈についての上訴を処理すること、⑥裁判所間の管轄権についての紛争を解決すること、⑦上告を処理すること等が挙げられる。

### (4) 市民擁護権

市民擁護権は、共和国倫理評議会（民衆擁護官、検事総長及び会計検査官で構成される）が行使する。

市民擁護権を行使する各機関の職務としては、①公衆道徳及び行政倫理に反する行為を予防・調査・処罰すること、②公有財産の利用における適切な管理・適法性並びに国の全ての行政活動の適法性の遵守を監視すること等が挙げられる。

共和国倫理評議会の各代表は、①行政府の機関又は公務員に対し、違反行為についての警告を発し、②警告に従わない場合、法律で定められた制裁を科し、③制裁を科しても従わない場合、当該公務員が所属する行政機関に対し、是正措置を講じるよう報告書を提出することができる。

### (5) 選挙管理権

選挙管理権は、全国選挙評議会が行使する。

選挙管理機関の職務としては、①選挙に関する法律を規律し、法律の疑義・不備を解決すること、②選挙管理に関する予算を作成すること、③選挙資金及び選挙広告を扱う事項の指針を定め、違反者には制裁を科すこと、④選挙の全部又は一部の無効を宣言すること、⑤国民代表職の選挙及び国民投票の準備・管理・指揮・監視を行うこと、⑥選挙人名簿を保持・編成・管理・監督すること、⑦政治目的組織の資金の管理・規制・調査を行うこと等が挙げられる。

選挙管理権の行使は、独立・自律性、非党派性、公平性、市民参加、分権化、透明性、迅速性等の原則に基づかなければならない。

選挙訴訟は、最高裁判所の選挙訴訟部及びその他法律で定める裁判所が管轄する。

## 3 人権

ベネズエラ憲法の「第3編 人権保障及び義務」(第19条～第135条)には、詳細な人権カタログが規定されている。但し、ベネズエラにおいては、これらの規定の多くが「絵に描いた餅」となっているのが現実である。

ベネズエラ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①公権力による権利侵害行為は無効であり、当該行為を命じ又は執行した公務員は、刑事・民事・行政上の責任を負う。上級庁の命令であることは、免責の理由にはならない(25条)。
- ②アンパロ (Amparo) について、明文で規定されている(27条)。アンパロとは、憲法上の権利保障の享受及び行使において、憲法又は人権に関する国際文書に明記されていない人に固有の権利保障についても、裁判所に救済を求める権利をいう(同条1項)。
- ③自己に関する情報へのアクセス権及びコントロール権が明文で規定されている(28条)。
- ④国は、権力機関による人権に対する犯罪につき、適法に調査・処罰する義務を負う。人道に反する罪、重大な人権侵害及び戦争犯罪を処罰するための訴訟は、時効にかからない(29条)。
- ⑤犯罪被害者の保護について、明文で規定されている(30条)。
- ⑥国際機関に対する人権救済請求権について、明文で規定されている(31条)。
- ⑦死刑は、廃止されている(43条)。
- ⑧終身刑、不名誉刑、30年を超える自由刑を科してはならない(44条)。
- ⑨公的機関による拉致の実行・許可・容認は禁止されている(45条)。
- ⑩市民の安全確保に関する組織を通じて、人の身体的完全性、その所有物、権利の享受又は義務の履行に対する脅威、脆弱性又は危険な状態に直面した場合に、国から庇護を受ける権利が認められる(55条)。



- ⑪自己の身元を知る権利、自己の母及び父を調査する権利、自己の生物学的出自を証明する公文書入手する権利が保障される（56条）。
- ⑫表現の自由は保障されるが、匿名、戦争の喧伝、差別的意図のある内容、宗教的不寛容を助長する表現は、行ってはならない（57条1項）。
- ⑬良心的兵役拒否は、法律の遵守を回避し、又は他者の権利の履行若しくは行使を妨げる目的で主張してはならない（61条）。
- ⑭外国人の参政権も、一定の条件の下で、認められている（64条）。
- ⑮児童、未成年者、養子及び青年の権利について、明文で規定されている（75条2項、78条、79条）。
- ⑯高齢者及び障害者の保護について、明文で規定されている（80条、81条）。
- ⑰健康及び公衆衛生について、明文で規定されている（83条～85条）。
- ⑱社会保障及び労働権について、詳細な規定が置かれている（86条～97条）。例えば、労働時間及び有給休暇の規制（90条）、同一労働同一賃金の保障（91条1項）等である。
- ⑲知的財産権の保護について、明文で規定されている（98条）。
- ⑳スポーツ及びレクリエーションに関する権利の保護について、明文で規定されている（98条）。
- ㉑先住民族の権利について、詳細な規定が置かれている（119条～126条）。

#### 4 法令及び判決例

ベネズエラの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。ベネズエラの法制度は多くの点で、フランス、イタリア及びスペインの法制度の影響を受けている。成文法主義を採るベネズエラの法制度における法源には、①憲法、②条約、③法律、④政令等がある。法律には、普通法、執行法、組織法の3種類がある。執行法とは、国民議会が議員数の5分の3以上の多数の議決により、大統領に対し、指針・目的・枠組みを設定して、法律と同等の効力を有する法律又は政令を制定することを委任するものである。組織法とは、①行政権を組織し又は憲法上の権利を設定するもの、②他の法律の規範的枠組みを定めるもの、又は③憲法でとくに定められたものをいう。組織法の制定又は改正をするためには、上記③のものを除き、まず国民議会の3分の2以上の多数の議決により可決され、その後は公布の前に、憲法適合性につき審査を受けるため、最高裁判所の憲法訴訟部に提出されなければならない。判例については、一般に、法源性は否定されている<sup>12</sup>。

### III 民法

ベネズエラでは、チリ民法典及びスペイン民法典の影響を受けて制定された民法典が制

<sup>12</sup> <https://www.nyulawglobal.org/globalex/Venezuela1.html>

定されたことがあったが、ナポレオン民法典の影響を受けて制定された 1873 年民法典が、現行民法典の基礎になっている。ベネズエラ民法典は、契約、不法行為、財産、債務、人の能力、婚姻、離婚、親権、後見、担保、遺言及び相続等について規定している。ベネズエラ民法典 789 条は、信義は常に推定されるのであり、相手方の悪意を主張する者はそれを証明しなければならない旨を規定している。また、ベネズエラ民法典 1185 条は、意図的に又は過失若しくは不注意により他人に損害を与えた者は、損害賠償の責を負う旨を規定している。この規定は、ベネズエラの判例により、契約締結上の過失責任を認める際の根拠規定となっている<sup>13</sup>。

#### IV 商法

ベネズエラの商法典については、スペイン、イタリア、ドイツ及び英国の商法の影響を受けて制定された 1955 年商法典が、ベネズエラの現行商法典の基礎になっている<sup>14</sup>。ベネズエラ商法典は、商事取引、会社、有価証券、破産等について規定している。商法典に規定のない事項については、民法典の規定が適用される。

ベネズエラに事業拠点を設けようとする場合、いくつかの種類が考えられる。即ち、ベネズエラに子会社又はパートナーシップを設立するか、又は外国企業の支店を設置することである。そのうち、主なものを挙げると、表 2 のとおりである<sup>15</sup>。

表 2：ベネズエラにおける事業拠点の種類

株式会社 (Sociedad Anónima (S.A.) 又は Compañía Anónima (C.A.))	原則として、株主の責任は出資額に限定される。最低資本金の制限は無い。資本金全額の引受、及び設立時に引受額の 20%の払込が必要。株主は、個人及び法人のいずれでもよいが、2 名以上でなければならない。株主総会は、執行役及び／又は取締役を選任する。利益配当は株主総会又は取締役会の決議に従って行われるが、純利益の 5%以上を法定準備金として積み立てなければならない。会社名には、「Sociedad Anónima」、「S.A.」、「Compañía Anónima」又は「C.A.」のいずれかを含めなければならない。
有限責任会社 (Sociedad de Responsabilidad	原則として、出資者の責任は出資額に限定される。資本金額には制限がある。資本金全額の引受、及び設立時に引受額の

<sup>13</sup> 阿部博友著「Culpa in Contrahendo：ラテンアメリカ法のもとでの契約締結上の過失責任」(『明治学院大学法学研究 88 号』(明治学院大学、2010 年) 所収) 32～33 頁、45 頁。

<sup>14</sup> 阿部・前掲書 32～33 頁。

<sup>15</sup>

[https://www.bakermckenzie.com/-/media/files/expertise/ma-resources/Doing\\_Business\\_in\\_Venezuela\\_2017.pdf](https://www.bakermckenzie.com/-/media/files/expertise/ma-resources/Doing_Business_in_Venezuela_2017.pdf)

Limitada (S.R.L.)	50%（金銭出資の場合）又は 100%（現物出資の場合）の拠出が必要。出資持分の譲渡をするには、出資者全員の同意が必要。会社名には、「Sociedad de Responsabilidad Limitada」又は「S.R.L.」のいずれかを含めなければならない。
一般パートナーシップ （Sociedad en Nombre Colectivo）	パートナーは連帯無限責任を負う。パートナーシップの財産に対する執行が可能である限り、パートナーの個人財産への執行は行われない。一般パートナーシップの定款の抜粋を登録・公開しなければならない。
外国企業の支店	外国企業の支店としてベネズエラで事業を行う場合、支店の名称、事業目的、住所、事業期間、支店の代表者等を定め、支店所在地の登記所に登録する必要がある。支店は、独立した法人格を有しないため、支店の負う債務・責任は、外国企業本社が負うこととなる。

## V 民事訴訟法

ベネズエラの民事訴訟手続については、民事訴訟法典及び商法典が規定している。ベネズエラの民事訴訟では、二審制が採られており、対審構造に基づく裁判手続が行われている。

ベネズエラの通常司法裁判所としては、最高裁判所、高等裁判所、第一審裁判所、地方裁判所及び教会区裁判所がある。これらの裁判所は、民事事件、商事事件及び刑事事件を管轄する。これらのうちいずれかの裁判所で下された第一審判決に不服のある当事者は、その上級の裁判所に上訴することができる。

ベネズエラは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆる「ニューヨーク条約」）に加盟しており、1998年にUNCITRALモデル法に準拠した近代的な仲裁法が施行された。なお、ベネズエラは、2012年7月25日、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」（いわゆる「ICSID条約」）から脱退した。

## VI 刑事法

ベネズエラは、1863年に世界で初めて、全ての犯罪について死刑を廃止した。

ベネズエラの治安は、世界最悪であるといわれている。米国の調査会社であるギャラップ社の「法と秩序への信頼感指数」ランキングによると、ベネズエラは最下位となり、「最も危険な国」とであるとされた。1999年以降、殺人発生率は基本的に増加し続け、2012年時点で、ベネズエラの殺人発生率は世界第2位となっている（なお、近時、ベネズエラ政府は、犯罪発生率等に関する公式統計を公表していない）。また、治安部隊、警察官、裁判官

等の腐敗<sup>16</sup>、及び野党支持者や反体制派に対する弾圧・暴力（例えば、ベネズエラでは、法令に基づかずに野党支持者や反体制派に対する処刑や不当な拘束が行われているといわれている）も大きな問題となっている。ベネズエラにおける政治的・経済的混乱が、治安の悪化の主な原因であると考えられる。また、長年にわたる政治的・経済的混乱により、ベネズエラから国外に避難した難民の数は急増しており、難民の数はベネズエラ国民の 1 割に相当するといわれている。とくに、110 万人以上のベネズエラ難民を受け入れている隣国コロンビアでは、ベネズエラ難民による犯罪が大きな社会問題となっている。

ベネズエラの 1926 年刑事訴訟法典は、糾問主義・職権主義に基づき、捜査段階から裁判官に広い裁量権が認めていた。しかし、1998 年刑事訴訟法典は、そのような制度を大きく変更し、従来裁判官が有していた捜査段階の権限を検察官に付与し、弾劾主義・当事者主義に転換した。刑事裁判官の数は増加したものの、検察官の増員が追い付かず、刑事事件の未処理案件数が増加する傾向にあるといわれている。

## VII おわりに

以上、ベネズエラ法の概要を簡単に紹介してきたが、ベネズエラ法についての日本語又は英語の文献・論文等は少ない。ベネズエラ法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「Update: An Introduction to Venezuelan Governmental Institutions and Primary Legal Sources」<sup>17</sup>等が参考になる。

チャベス政権及びマドゥロ政権が反米左派路線を採って以降も、石油の輸出を中心にベネズエラと外国との貿易は継続して行われていた。しかし、2017 年以降、米国がベネズエラに対して厳しい経済制裁を科してからは、外国企業によるベネズエラへの投資・貿易は困難に直面している。マドゥロ氏とグアイド氏との膠着状態が長引き、政治的・経済的混乱が続く現状の下では、日本企業のベネズエラ・ビジネスはリスクが大きいと言わざるを得ない。

しかし、将来、ベネズエラの政治的・経済的安定及び米国との関係改善が進む等の状況の変化があれば、世界の原油の確認埋蔵量を誇るベネズエラの重要性及び発展可能性が再び注目を集める時は必ず来る。今後も、ベネズエラの法制度の動向については引き続き注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.48 No.1』（国際商事法研究所、2020 年、原題は「世界の法

<sup>16</sup> トランスペアレンシー・インターナショナルの「腐敗認識指数」(Corruption Perception Index (CPI)) によると、ベネズエラは、全 168 か国中、158 位とされ、腐敗の程度が高い国であると評価された。

<sup>17</sup> <https://www.nyulawglobal.org/globalex/Venezuela1.html>

制度〔米州編〕第33回 ベネズエラ〕。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。